

令和8年度（令和7年分）

市・県民税申告のお知らせ ～駐車場減少により、『事前予約制』に変更～

令和8年度市・県民税の申告について、下記のとおり申告相談を実施します。

市での申告相談は、新庁舎建設工事に伴う駐車場減少や相談会場の混雑緩和のため、「事前予約制」になります。なお、予約制の導入に伴い、相談日ごとに地区を指定していた地区割は廃止となります。

必ず都合の良い日を事前に予約のうえ、お越しください。

※収入がない方の申告は、予約不要です。税務課（大和庁舎）、総合窓口課（岩瀬・真壁庁舎）で申告できます。

※申告の詳細は、市広報紙おしらせ版1月15日号をご確認ください。

○申告相談日程

申告期間 令和8年2月16日（月）～3月16日（月）の平日

※休日申告相談：2月21日（土）、3月8日（日）

相談時間 8時30分～12時、13時～16時30分

申告会場 桜川市役所大和庁舎 茨城県桜川市羽田1023

受付 1階市民ホール 申告会場 1階市民ホール、2階会議室5

○駐車場の利用案内

新庁舎建設工事により、駐車場が変更になります。

「②体力増進センター西側駐車場（78台）」をご利用ください。

※「①西庁舎前駐車場（7台）」は、駐車可能台数が少ないため、常に満車が予想されます。



○予約方法

- ・予約枠は1枠30分となります。
- ・相談希望日の前日18時までに予約をしてください。
- ・予約時に申込者氏名、連絡先、相談希望日時、申告人数、申告者氏名、申告内容などをお伺いします。
- ・予約枠内で受付順にお呼びします。予約時間の10分前までにお越しください。
- ・相談の進捗状況や申告内容により、お待ちいただく場合もありますので、ご了承ください。

※税務課への電話では、予約はできません。

インターネット予約

予約受付開始▶2月2日（月）10時



市ホームページ内専用予約フォーム

電話予約

予約受付開始▶2月3日（火）8時30分

申告相談予約コールセンター

☎ 0570-550-721（通話料有料）

受付時間：8時30分～18時（土・日・祝日を含む）

（事前予約制 Q&A は、裏面へ）

◎事前予約制 Q&A

Q1. 家族と一緒に来場し、申告したい場合は、どのように予約すればよいですか。

A. 一度にまとめて予約可能です。

インターネット予約の場合は、申告人数と申告者氏名を入力してください。

※来場する人数に関わらず、申告される人数を申告人数に入力してください。

Q2. 代理で予約することはできますか。

A. 代理で予約することは可能です。

インターネット予約の場合は、申込者氏名に当日来場する方の氏名などを入力してください。

Q3. 予約した日に行けなくなった場合、どうしたらよいですか。

A. 予約日の変更が可能です。インターネット予約の場合は、専用予約フォームから予約のキャンセルの手続きを行ったうえで、新しく予約をお取りください。

電話予約の場合は、オペレーターに変更前の受付番号または氏名や住所などを伝え、新しく予約をお取りください。

Q4. 市・県民税申告書や確定申告書を提出するだけでも予約は必要ですか。

A. 市・県民税申告書や確定申告書が完成しており、提出のみの場合は予約不要です。申告書は、申告会場の受付係員に提出してください。

※提出時に内容の確認は行いません。(後日、職員が連絡する場合があります。)

Q5. コールセンターが繋がらないのですが、税務課や総合窓口課で予約できますか。

A. 税務課や総合窓口課への電話や来庁では、予約できません。

予約受付開始時は、コールセンターへの電話が繋がりにくくなることが予想されます。しばらく経つてから掛け直していただくか、インターネット予約をご利用ください。

◎申告に必要なもの

・マイナンバーカード

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーが確認できる書類および本人確認書類(運転免許証、公的医療保険の資格確認書など)

・利用者識別番号が分かる資料

※取得していない方は、申告会場で新規取得することができます。

・申告に必要な収入や控除が分かる書類(詳細は、市広報紙おしらせ版1月15日号に掲載)

◎市の申告会場で受けられない申告 (税務署で申告してください。)

青色申告、土地の譲渡所得(公共用地以外)、建物の譲渡所得、株式等の譲渡所得等、上場株式等の配当所得・利子所得(分離課税)、先物取引に係る雑所得等、山林所得、住宅関係控除(住宅借入金等特別控除2年目以降を除く)、雑損控除、消費税等の所得税以外の申告

◎個人住民税、所得税の電子申告

令和8年度分の個人住民税(市・県民税)から電子申告が開始します。スマートフォンやパソコンからeLTAX個人住民税電子申告システムにアクセスし、マイナンバーカードを利用して申告ができます。

個人住民税はeLTAX、所得税の確定申告はe-Taxをご利用ください。



◎市・県民税の主な税制改正点

令和7年度税制改正により、令和8年度(令和7年中収入分)以降に適用される市・県民税に変更点があります。詳細は、市ホームページをご確認ください。



＜申告相談に関する問い合わせ先＞
桜川市役所 総務部税務課 市民税グループ
桜川市羽田1023(大和庁舎)
TEL: 0296-58-5602(直通)
0296-58-5111(代表)